

こんなときには届け出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上、60歳未満のすべての方が加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。

また、不意の事故や病気で障がいが残った時の障害基礎年金や、万一亡くなられた時の遺族基礎年金が支給されなくなるおそれもあります。

次のようなときには、届け出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く）	・ 印鑑 ・ 年金手帳 ・ 雇用保険被保険者 離職票など
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金加入者ではなくなったとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	
収入増加などにより配偶者（厚生年金や共済年金加入者の場合）の扶養から外れたとき		

【被保険者種別】・ 第1号被保険者 自営業・学生・無職など
 ・ 第2号被保険者 会社員・公務員など
 ・ 第3号被保険者 会社員・公務員などの被扶養配偶者

【問 合 先】住民課 ☎388-1115 岐阜南年金事務所 ☎273-6161

教育委員会だより

「あいさつ運動」をきっかけに…

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

笠松町や岐南町で行われている「あいさつ運動」をご存知でしょうか。「あいさつ運動」が始まると、小学校校門や通学路などにおいて、小学生や中学生、高校生の皆さんや地域の方々が行く人々に挨拶をし、「あいさつ運動」を盛り上げています。そんな「あいさつ運動」について中学校の生徒会メンバーと話をする機会がありました。どんな「あいさつ運動」にしたいのかたずねると、「挨拶をすることが目的ではない。地域の方とよい関係を築くことが大切。『あいさつ運動』を通して、地域の方とコミュニケーションをとれるようにしたいと思っている。」と答えてくれました。「元気に挨拶」「誰にでも挨拶」は当たり前のことで、挨拶をきっかけに地域の方と顔見知りになることができるようにしたいと考えていました。では、顔見知りになることのよさとは何でしょうか。子どもにとって、よく知らない人と挨拶を交わすことは難しいことかもしれません。挨拶を交わすことに、不安を感じている子もいるかもしれません。しかし、「いつものおじさんおばさん」なら、子どももちょっと安心するかもしれません。わたしたち大人が「いつものおじさんおばさん」になることで、何気ない挨拶が交せる関係づくりができるのではないのでしょうか。「あいさつ運動」を、子どもと大人が顔見知りになり「いつものおじさんおばさん」になるよいきっかけにしていいただければと思います。

